

○用語の説明

一 般 会 計	地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して、計上した会計で、特別会計で計上される以外のすべての経理を処理する会計。
特 別 会 計	公営企業などの特定の事業を行う場合に、特定の歳入(収入)をもって特定の歳出(支出)に充て、一般会計と区別して個別に処理する必要がある場合において設置することができる会計。
普 通 会 計	一般会計と特別会計の一部を合算した決算統計上の会計区分。その合算に際しては、各会計間の繰り入れ、繰り出しに係る重複を控除する等の調整を行う。
地方公営事業会計	地方公共団体の経営する公営企業、国民健康保険事業、老人保健医療事業、介護保険事業、収益事業、農業共済事業、交通災害共済事業及び公立大学附属病院事業に係る会計の総称。
形 式 収 支	歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた額。
実 質 収 支	形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた額。(繰越事業に伴う一般財源等) 当該年度までの収支の累積を表し、実質収支が黒字であるか赤字であるかは当該団体の財政運営の健全性を判断する基準となる。
法 適 用 企 業	地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業が法適用企業であり、それ以外の事業が法非適用企業である。 法適用企業には、地方公営企業法の全部を適用することが法律で定められている上水道、工業用水道、軌道、鉄道、自動車運送、電気(水力発電等)、ガスの7事業と法律により財務規定等を適用するように定められている病院事業(以上、当然適用事業)、また、条例で全部又は一部を任意で適用する事業で、簡易水道、下水道等(以上、任意適用事業)がある。 法非適用企業は、任意適用事業のうち、法律を適用していない事業である。
一 部 事 務 組 合	都道府県、市町村及び特別区が、その事務の一部を共同処理するために設ける団体。
第 三 セ ク タ ー	地方公共団体が出資又は出えんを行っている民法法人及び商法法人をいう。 なお、「財政状況等一覧表」の第三セクター等には、地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社(いわゆる「地方三公社」)、地方独立行政法人も対象となっている。
実 質 収 支 比 率	実質収支の標準財政規模に対する割合。実質収支比率が正数の場合は実質収支の黒字、負数の場合は赤字を示す。
実 質 公 債 費 比 率	平成18年度から、地方債の許可制度から協議制度への移行に伴い導入された新しい財政指標で、当該団体の標準的な一般財源の規模に占める公債費相当額の割合を厳格化・透明化の観点から見直しを行い、導入された指数。 指数が18%以上の団体は、引き続き許可が必要とされている。